

WAMPERS 一時預かりボランティア規約

NPO 法人 WAMPERS

所有権について

- 一時預かり犬(以下当該犬)の所有権は全て NPO 法人 WAMPERS(以下当団体)に帰属します。
- 本契約に虚偽、又は違反が認められた場合及び動物を飼育するのに不都合な事実虚偽があった場合、速やかに当該犬を返還いただきます。
- 当該犬の飼育環境や健康に誠意を持ち常に適切な環境を整える業務を負います。
又、当団体はそのために相談に応じ必要時には適切な指導を行う業務を負います。
- 当団体が一時預かり主を活動に不適切と判断した場合は、契約不履行として当団体は当該犬の返還請求をする事。一時預かり主はそれに応じなくてはなりません。
- 住所電話等の連絡先に変更がある場合速やかに当団体へご連絡ください。住所連絡先変更通知を故意に怠った場合、その時点で当該犬は速やかに当団体へ返還いただきます。
- いかなる場合においても、一時預かり主は必要に応じて当団体からの当該犬の返還請求時点で速やかに返還に応じなくてはなりません。
- 譲渡に関しては譲渡誓約書及び別途用紙にて受付けております。
- 交配、繁殖をされている方はご遠慮ください。

預かり時の世話について

- 当団体から預かり主へ当該犬の面会請求時、即座にご対応ください。状況に応じて何らかの指導や要求事項がある場合、預かり主はそれに応じなくてはなりません。
- 一時預かり主は、一時預かり中に転居する場合は必ず事前に当団体に報告しなければなりません。
- 登録の一時預かり主以外が主体となる世話はお断りいたします。
万が一世話が困難になる際には当団体へ直ちに連絡ください。
- 犬は一時預かり犬です。お子様のみでのお散歩はご遠慮ください。

フードについて

- フードは自費でご負担お願いします。
- メーカーの指定はありませんが、ステージ別（年齢別）になったものを与えてください。

医療費、各種予防接種について

- ワクチン接種、フィラリア、ノミダニ予防に関しては、当団体の指示通りに実施してください。
(必要な薬剤等は当団体から支給します)
- 病院での診察が必要な際は当団体にご連絡ください。当団体の提携病院以外での医療費は自己負担とさせていただきます。

保護動物の安全管理について

- 必ず観察札、名札、首輪を装着ください。散歩時にはリードを必ず使用ください。